会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅲ第７２２号
令和４年７月２９日

各郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　桃木　茂）

厚生労働省実施「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）の実施について（依頼）」の送付について（情報提供）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会から標記の件について、別添のとおり通知がありました。

本調査の対象である病院及び有床診療所には、埼玉県保健医療部医療人材課から別紙のとおり７月２０日付けで依頼がされております。（病院あてにはメールにて送付（今後、郵送でも対応予定）、有床診療所あてには郵送にて対応。）

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、医療機関の実態について回答が得られるよう、周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、本文につきましては、「日本医師会 文書管理システム」（下記URL）にアクセスの上ご参照ください。

また、回答は埼玉県電子申請サービスを通じて受付をすることから、埼玉県独自の回答様式となりますことを申し添えます。

※　「日本医師会 文書管理システム」（下記URL）につきましては、「別添２」日本医師会から郡市医師会あて事務連絡をご参照ください。

【日本医師会 文書管理システム URL】
（https://www1.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/）

記

厚生労働省実施「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）の実施について（依頼）」の送付について（情報提供）（令和４年７月１２日付　日医発第７００号（健Ⅰ））

担当：業務Ⅲ課　沼田
電話：０４８－８２４－２６１１

草加八潮医師会 収受 4.8.-2 第483号

別添２

事　務　連　絡
令和３年１月26日

郡市区等医師会　御中

公益社団法人　日本医師会
情　報　シ　ス　テ　ム　課

日本医師会文書管理システムへのアクセスについて

「新型コロナウイルスワクチン接種円滑化システム（Ｖ－ＳＹＳ）使用のための情報提供の依頼について」に関連して、文書管理システムへのアクセスについてお知らせいたします。

【文書管理システムのURL】https://www1.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/
数字の１(イチ)

日医ホームページのメンバーズルーム内にある会員向け文書管理システムと異なり、日医、都道府県医師会、郡市区等医師会の各事務局に発行しているユーザー名、パスワードのみでアクセス可能なページです。

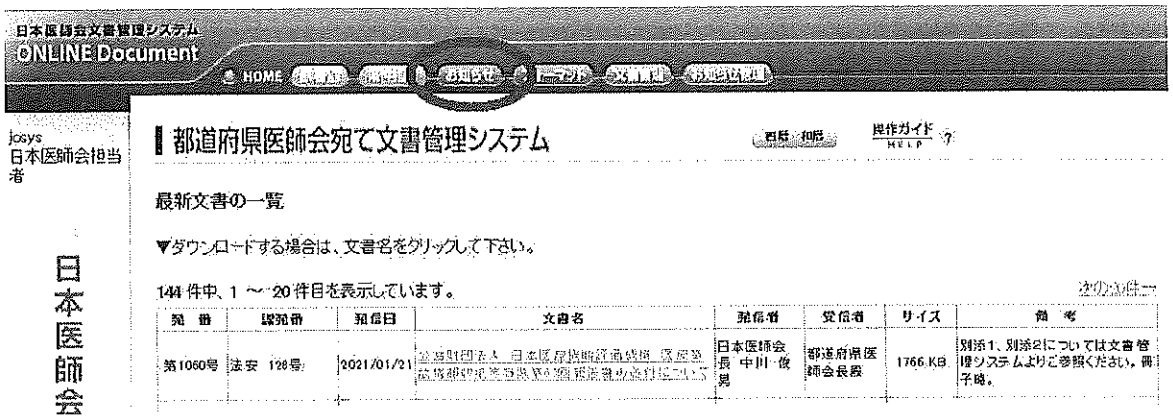
会員の先生方のユーザー名、パスワードではアクセスいただくことはできません。

ユーザー名、パスワードが不明の場合、下記までご照会ください。

【文書管理システムのお知らせページ】

ユーザー名、パスワードでログインすると、最新の発信文書一覧が表示されます。

画面上部の「お知らせ」ボタンをクリックすると、お知らせページに切り替わります。



【文書管理システムのアクセス方法に関するお問合せ先】

日本医師会情報システム課
電話　：03-3942-6135
メール：josys@po.med.or.jp

写

医人第３０６号
令和４年７月２０日

各医療機関　管理者　様

埼玉県保健医療部医療人材課長
加藤　孝之（公印省略）

医師の働き方改革の施行に向けた情報提供並びに
準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）の実施について

県の保健医療行政につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年４月１日から「医師に対する時間外労働の上限規制」が適用されることとなりますが、先般、厚生労働省主催の都道府県向け説明会が開催されました。

ついては、特に重要な点について別紙のとおり周知させていただくとともに、各医療機関におかれましては、制度開始に向けて適切な準備をお願いいたします。

また、国は全ての病院及び有床診療所を対象とした「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）」を実施することとしました。御多忙の折誠に恐縮ではございますが、調査に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。御不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

１　医療機関の皆様にお願いしたいこと（情報提供）
別紙のとおり

２　医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）
埼玉県の電子申請システムから御回答をお願いします。
以下のURLまたは二次元バーコードから回答ページへアクセスしてください。
※調査実施期間：７月２０日（水）～８月１５日（月）
※埼玉医科大学病院及び防衛医科大学校病院については回答不要（国が直接照会）

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37569

３　参考資料
(1) 医師の働き方改革について（医療人材課作成資料）
(2) 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医政発0401第31号）
(3) 埼玉県医療勤務環境改善支援センターの御案内（チラシ）

担　当　医師確保対策担当　清水、鈴木
〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2
埼玉県立小児医療センター８Ｆ
電　話　048-601-4600　　ＦＡＸ　048-601-4604
メール　a3560-03@pref.saitama.lg.jp

別紙

医療機関の皆様にお願いしたいこと（情報提供）

全医療機関向け

①　「医師の働き方改革」に関する制度の概要は御存知ですか

まずは添付の「医師の働き方改革について」を御覧いただき、制度の概要について改めて御確認ください。

②　宿日直許可の取得に向けて検討していますか

宿直や日直の時間は「労働時間」ですので、労働基準法の労働時間に関する規制が適用されます。ただし、労働基準監督署長から許可を受けた場合、許可に沿って行われる宿直や日直は、労働基準法の労働時間に関する規制が適用除外になります。これが宿日直許可の仕組みです。

特に大学病院等から医師の派遣を１名でも受けている医療機関が宿日直許可を取得していない場合、通算の上限時間超過を懸念する大学病院等から医師を引き上げられてしまう可能性があります。

よって、全ての医療機関がもう一度診療体制を見直し、宿日直許可の積極的な取得に向けて、検討していくことが必要です。まずは所管の労働基準監督署へ相談してください。

ただし、いきなり相談することにハードルを感じる場合は、埼玉県医療勤務環境改善支援センターへぜひ御相談ください。事前相談や労働基準監督署への同行などの支援を行っております。

また、以下のサイトにも許可事例などが掲載されておりますので御覧ください。（ページ下部）

◆いきサポ　医師の働き方改革の制度解説ページ
http://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation

③　院内への周知は進んでいますか

医師の働き方改革は、事務担当者のみでは達成が困難です。医師をはじめとする医療従事者の皆様の理解が必要です。院内への周知については、院内研修の際に上記「いきサポ」ページ内の動画などを活用するほか、勤改センターのアドバイザーを医療機関へ派遣することも可能です。

勤改センターの窓口は埼玉県医療人材課です。お気軽に御相談ください。

④　追加的健康確保措置への対応は可能ですか

特例水準の指定の有無にかかわらず、月 100 時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師に対しては、面接指導の実施が必要となります。既に契約している産業医が対応することも可能ですが、今後国が用意する e-Learning 等の講習受講が必要となります。

面接指導実施医師は１名である必要はございません。医療機関で必要と考えられる人数の面接指導実施医師を確保してください。

特例水準の指定が見込まれる医療機関向け

⑤　県医療人材課（埼玉県医療勤務環境改善支援センター）へ連絡済みですか

特例水準の指定を予定しており、これまでのアンケート等で県へ意向を示してくださった医療機関につきましては、昨年度から勤改センターのアドバイザーが順次訪問し、相談対応やアドバイスなどといった具体的な準備を進めております。

現時点で県（勤改センター）へ特例水準の指定に関する意向を御連絡いただいていない場合、適切な支援や情報提供ができない場合がございます。院内における勤務時間を改めて御確認の上、特例水準の指定見込みがある場合や少しでも不安な点があれば至急御一報ください。

⑥　医療機関勤務環境評価センターの評価受審に向けた準備は進んでいますか

特例水準の指定を希望する場合、まずは医療機関勤務環境評価センターの第三者評価を受審する必要があります。評価は令和４年10月頃から受付が開始される見込みです。

書面評価となり、申し込む場合に必要な書類の様式は現在国で検討されていますが、必ず用意する書類は以下の内容となります。

① 医師労働時間短縮計画
② 「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）」に掲載されている評価項目についての取り組み内容がわかる資料

なお、申請は全て電子媒体（専用サイトでアップロードする形式）で行われます。申請様式の詳細は示されておりませんが、すぐに対応できるよう、紙で管理されている書類は電子化する等の御準備をお願いいたします。

また、評価受審から評価結果の通知までには３～４カ月程度の期間を要するとされています。県が令和５年度の後半に特例水準の指定に向けた審査等を行うことを踏まえると、令和５年４月頃までには評価を受審していただく必要がある見込みですので御注意ください。遅れてしまうと、令和６年４月までに指定できない可能性があります。

最新のガイドラインは、以下の埼玉県医療勤務環境改善支援センターのホームページなどで御確認ください。なお、各評価項目については現在国が解説集を用意しているとのことです。国から情報があり次第随時周知いたしますが、ホームページなども随時御確認ください。

埼玉県医療勤務環境改善支援センターへお気軽に御相談ください！
専門のアドバイザー（社会保険労務士や医業経営コンサルタント）が対応いたします。
窓　口：埼玉県保健医療部医療人材課（清水、鈴木）
電　話：048-601-4600　メール：a3560-03@pref.saitama.lg.jp
ホームページ：埼玉県　勤改センター　で検索
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/kinmukankyokaizenshien.html

医師の働き方改革について

埼玉県保健医療部医療人材課
（埼玉県医療勤務環境改善支援センター）

医師の働き方改革が推進される背景

現　状

◆医師の長時間労働

約４割が年960時間超、約１割が年1,860時間超の時間外・休日労働

◆労務管理が不十分

36協定未締結、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

◆業務が医師に集中

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

- 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する
- 全ての医療専門職が、能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

⇒ **質・安全が担保された医療を持続可能な形で患者に提供**

医師の働き方改革が推進される背景

対　策

➢**長時間労働を生む構造的な問題への取組**

医療施設の最適配置の推進、地域間・診療科間の医師偏在の是正

➢**医療機関内での医師の働き方改革の推進**

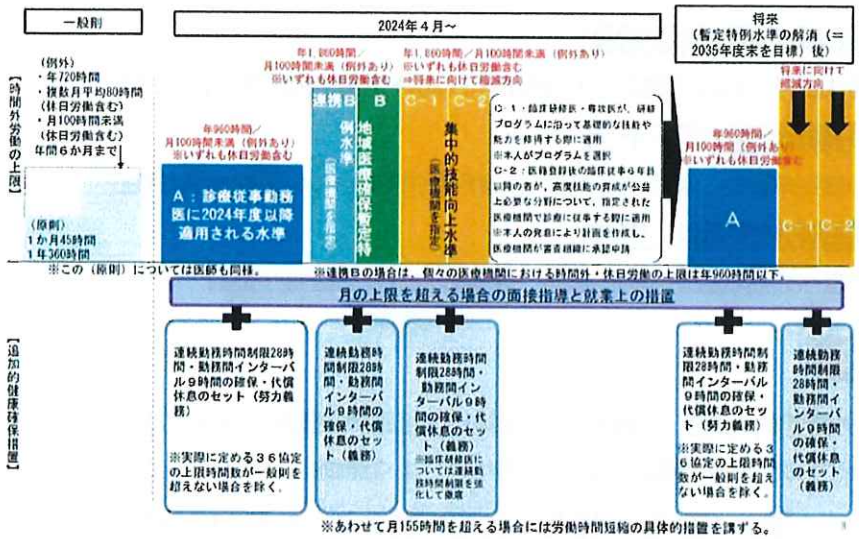
タスクシフト／シェアの推進

➢**時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（令和６年４月開始）**

⇒　**法改正で対応**

3

医師の時間外労働規制について



4

医師の時間外労働規制について

ポイント

① **２０２４年（令和６年）４月１日からスタート**
時間外及び休日労働は原則として年960時間まで（A水準）

② **特例水準は４種類あり、年間の時間外労働の上限は1,860時間**
B　水　準　→　予見不可能で緊急性の高い医療ニーズへの対応
連携Ｂ水準　→　派遣先との通算
Ｃ－１水準　→　研修医
Ｃ－２水準　→　特定の高度な技能の習得

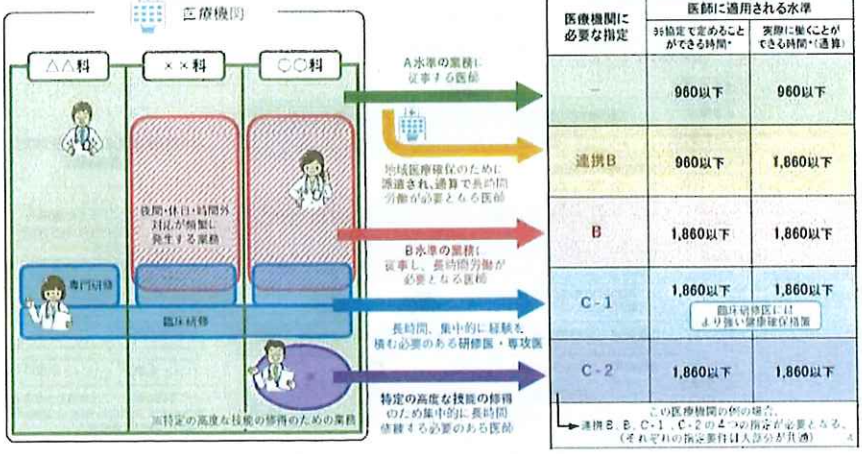
※2035年度末（令和17年度末）までに、
Ｂ・連携Ｂ水準は廃止、Ｃ－１・Ｃ－２水準は縮減を目指す

③ **追加的健康確保措置も必要**

5

特例水準の適用について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用される。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。



医療機関に必要な指定	医師に適用される水準	
	36協定で定めることができる時間*	実際に働くことができる時間*（通算）
－	960以下	960以下
連携B	960以下	1,860以下
B	1,860以下	1,860以下
C-1	1,860以下	1,860以下 （臨床研修医には、より強い健康確保措置）
C-2	1,860以下	1,860以下

この医療機関の例の場合、連携B、B、C-1、C-2の4つの指定が必要となる。（それぞれの指定要件は太字が共通）

6

特例水準の適用について

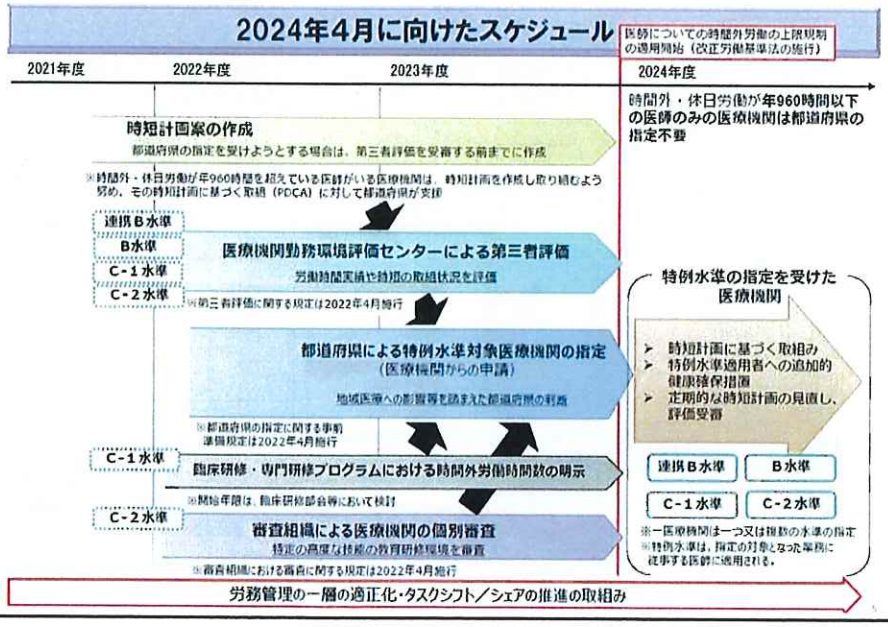
ポイント

① **医療機関の全ての医師に適用されるのではなく、<u>指定された業務やプログラム等に従事する医師のみ</u>に適用される**

② **必要に応じてそれぞれの水準について指定を受ける必要がある**
（１つの病院内でＢ水準とＣ－１水準の指定を受ける等）

7

今後のスケジュール



8

今後のスケジュール

ポイント

① ２０２２年度（令和４年度）は、**医師労働時間短縮計画**を作成し、**評価センターの評価を受審**（初回は原則書面調査のみ）

③ ２０２３年度（令和５年度）は、
特例水準の指定を受けるため**県に申請**

9

医療機関の皆様へのお願い

◆ 勤務時間の正確な把握

特例水準の指定が必要な診療科（医師）はないか確認

国の「勤務実態調査支援ツール」活用（県から配布中）

◆ **埼玉県医療勤務環境改善支援センター**への早めの御相談を！

10

埼玉県医療勤務環境改善支援センターについて

専門家が各医療機関の希望に応じた支援を実施

- 時間外労働の削減に向けた取組支援
- 特例水準の指定を申請するために必要な、医師労働時間短縮計画の策定支援
- 医師事務作業補助者の導入支援
- 各種研修会の講師派遣　等

まずはお気軽にお問い合わせください
電話やメール、Ｚｏｏｍでの御相談も可能です

医師の働き方改革については、現在も国での検討が続いています
最新情報は埼玉県ウェブサイトで御案内しています

埼玉県　勤改センター　検索

11

参考情報

▶ **いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）**
医師の働き方改革の制度解説
https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation

厚生労働省の情報サイト
医師の働き方改革に関する最新情報や動画解説等の掲載あり

▶ **医師の働き方改革の推進に関する検討会（厚生労働省）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05488.html

有識者による検討会の議事録や資料などを掲載
各種ガイドラインなどの内容について議論されている

12

医政発 0401 第 31 号
令和４年４月１日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 49 号。以下「改正法」という。）については、令和３年５月 28 日に公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）等の一部が改正されました。このうち、医療機関勤務環境評価センターに関する事項、特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為に関する事項、特定高度技能研修機関に係る厚生労働大臣の確認に係る準備行為に関する事項等については、本年４月１日から施行することとされています。また、これに伴い、医療法第百七条第一項の指定をした旨を公示する件（令和４年厚生労働省告示第 146 号）が本年４月１日付けで告示されたところです。

本年４月１日より施行することとされている主な内容及び本通知においてお示しする事項は、下記のとおりであり、また、特定労務管理対象機関の指定に係る一連の手続の概要は別紙のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本年４月１日より施行される改正法の内容のうち、外来機能報告に関する事項については別途通知する予定であり、また、特定労務管理対象機関の指定に係る手続等の詳細については追ってお知らせする予定である旨、申し添えます。

記

第１　医療機関勤務環境評価センターに関する事項について

１　施行内容

改正法第２条の規定による改正後の法第 107 条等において、厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、評価等業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができるとされており、また、指定を受けた医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所の求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理を行うための体制、労働時間の短縮のための取組等について評価を行うこととされており、これらの事項が本日より施行されます。

2　本通知においてお示しする事項

１の施行に伴い、本年４月１日付けで、医療機関勤務環境評価センターとして、公益社団法人日本医師会を指定することとしたので御了知ください。（別添１）

今後、医療機関勤務環境評価センターによる評価においては、別添２「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）第１版」に基づいて評価等が行われることとなりますので、評価を受けようとする医療機関におかれては、別添２を御参照ください。

なお、病院又は診療所が医療機関勤務環境評価センターによる評価等を受けようとする場合の申請手続等の詳細については、追ってお知らせする予定です。

第２　特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為に関する事項について

１　施行内容

改正法第３条の規定による改正後の法第 113 条等において、都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を特定労務管理対象機関（特定地域医療提供機関（いわゆるＢ水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携Ｂ水準対象機関）、技能向上集中研修機関（いわゆるＣ－１水準対象機関）及び特定高度技能研修機関（いわゆるＣ－２水準対象機関））として指定することとされています。（令和６年４月１日施行）

当該指定に関しては、準備行為として、令和６年４月１日より前に、病院又は診療所の開設者は、都道府県知事に当該指定の申請を行うことができ、都道府県知事は当該申請があった場合には、当該指定を行うことができることとされているところ、当該準備行為の規定が本日より施行されます。

2　本通知においてお示しする事項

病院又は診療所の開設者が特定労務管理対象機関としての指定を申請するに当たっては、医師の労働時間短縮に関する計画（以下「医師労働時間短縮計画」という。）の案を都道府県知事に提出することとされています。医師労働時間短縮計画の作成に当たって参考となるものとして、別添３「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」をお示しますので、特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関におかれては、別添３を御参照ください。

また、都道府県におかれては、病院又は診療所の開設者が都道府県知事に対して特定労務管理対象機関の指定の申請を行う際の申請様式及び、都道府県知事が特定労務管理対象機関の指定を行う際の通知様式を定め、管内の医療機関に対して示す必要があるため、別添４にお示しする申請様式及び通知様式の例を参考に、適切に御対応ください。

なお、病院又は診療所による特定労務管理対象機関の指定の申請手続の詳細や、都道府県における当該指定に係る事務手続の詳細等については、追ってお知らせします。

第３　特定高度技能研修機関に係る厚生労働大臣の確認に関する事項について

１　施行内容

改正法第３条の規定による改正後の法第 120 条等において、特定高度技能研修機関（いわゆるＣ－２水準対象機関）において、特定分野における高度な技能の修得のため

の研修を受けようとする医師については、当該技能の修得に関する計画（以下「技能研修計画」という。）を作成し、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者であることとされており、また、特定高度技能研修機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受ける必要があることとされています。（令和６年４月１日施行）

これらの厚生労働大臣の確認に関しては、準備行為として、令和６年４月１日より前に、厚生労働大臣は当該確認を行うことができることとされているところ、当該準備行為の規定が本日より施行されます。

２　本通知においてお示しする事項

特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けようとする医師は、別添５「技能研修計画」を作成し、特定高度技能研修機関として指定を受けている又は受けようとする病院又は診療所を経由して、厚生労働大臣に提出することとします。

当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けようとする病院又は診療所の開設者は、別添６「Ｃ－２水準対象医療機関申請書」を作成し、厚生労働大臣に提出することとします。

なお、特定高度技能研修機関の指定に係る厚生労働大臣の確認に係る手続の詳細、確認の基準等については追ってお知らせする予定です。

第４　添付資料

（別紙）特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

（別添１）医療法第百七条第一項の指定をした旨を公示する件（令和４年厚生労働省告示第 146 号）【官報】

（別添２）医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）　第１版

（別添３）医師労働時間短縮計画作成ガイドライン　第１版

（別添４）医療機関が都道府県へ特定労務管理対象機関の指定申請を行う際の様式例及び都道府県の指定通知様式例

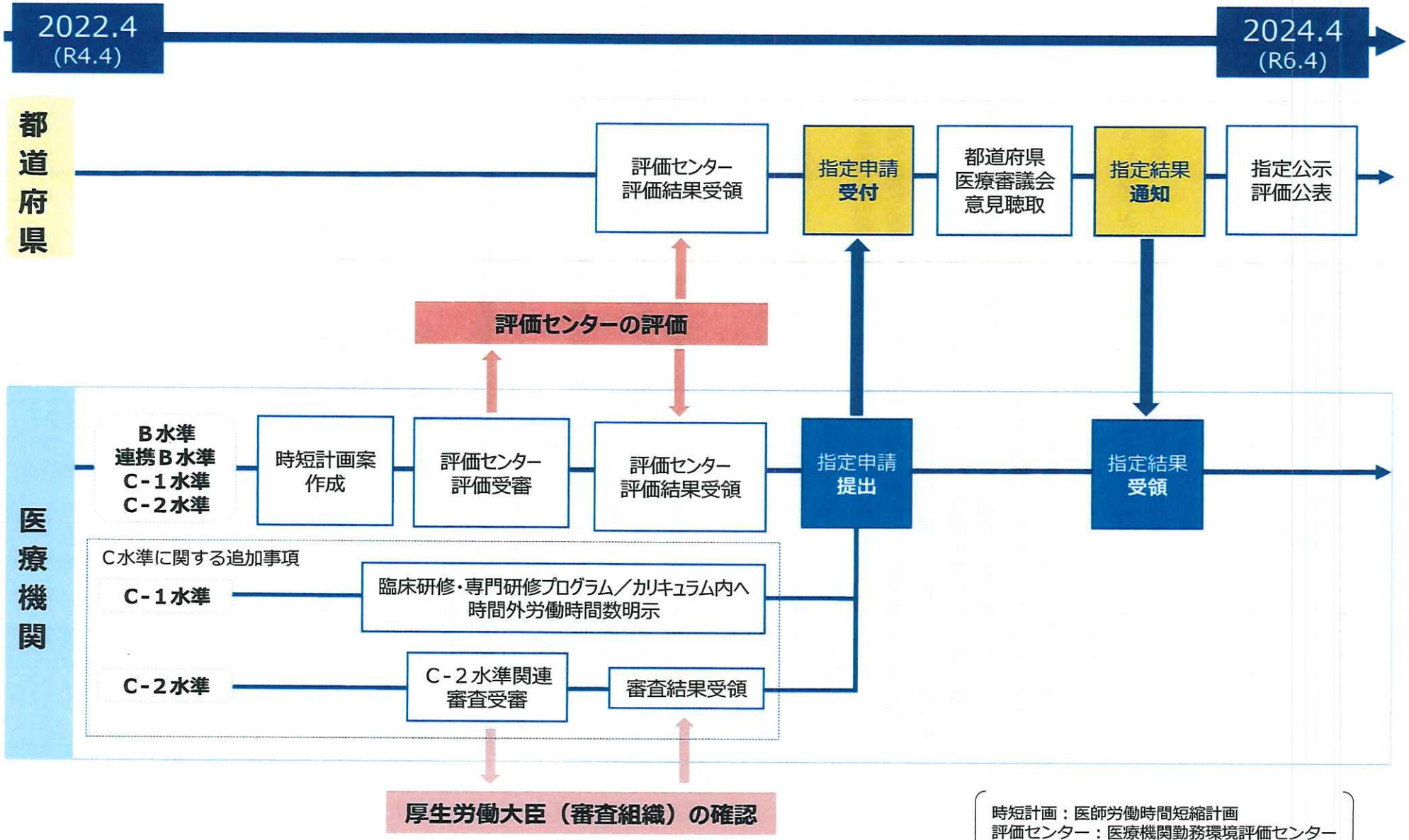
（別添５）Ｃ－２水準に係る技能研修計画の様式

（別添６）Ｃ－２水準に係る対象医療機関申請書の様式

別添１～６については埼玉県医療勤務環境改善支援センターホームページ　並びに
いきいき働く医療機関サポートweb「いきサポ」（役に立つ情報内）を御覧ください。

（別紙）

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

彩の国 埼玉県
Saitama Prefecture

電子申請・届出サービス

ログイン
利用者登録

参考

申請団体選択　申請書ダウンロード

› 手続き申込　› 申込内容照会　› 職責署名検証

手続き申込

手続き選択をする　メールアドレスの確認　内容を入力する　申し込みをする

手続き説明

この手続きはメールアドレスの確認はございません。
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）
説明	令和６年４月からの医師の働き方改革の施行に向けて、各都道府県において、管下の各医療機関の労働時間の把握状況及び宿日直許可の取得・申請状況について、医師派遣の状況と合わせてより詳細に把握し、労働時間短縮の取組や宿日直許可取得に向けた支援を行うとともに、必要な地域の医療提供体制を維持できるよう取組を進める必要があります。 そのため、病院（大学病院の本院及び防衛医科大学校病院を除く。以下同じ。）及び有床診療所を対象として、宿日直許可の取得状況等について調査を行うこととしました。 ついては、調査に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
受付時期	2022年7月20日16時30分 ～ 2022年8月15日23時59分
問い合わせ先	埼玉県保健医療部医療人材課　医師確保対策担当
電話番号	048-601-4600
FAX番号	048-601-4604
メールアドレス	a3560-03@pref.saitama.lg.jp

＜利用規約＞

埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約

1　目的

この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム（電子申請・届出サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

2　利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの

サービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することが

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2022年7月20日16時30分 ～ 2022年8月15日23時59分 です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

< 一覧へ戻る　　同意する >

【操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
固定電話コールセンター
ＴＥＬ　:０１２０－４６４－１１９
（平日 ９：００～１７：００ 土日及び年末年始除く）
携帯電話コールセンター
ＴＥＬ　:０５７０－０４１－００１（有料）９０円/３分
（平日 ９：００～１７：００ 土日及び年末年始除く）
ＦＡＸ　:０６－６４５５－３２６８
電子メール: help-shinsei-saitama@s-kantan.com

【各手続き等の内容に関するお問い合わせ先】
直接各手続きの担当課にお問い合わせください。

手続き申込

手続き選択をする　メールアドレスの確認　内容を入力する　申し込みをする

申込

選択中の手続き名：医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）

問合せ先 十開く

貴医療機関名を入力してください。 必須

郵便番号を入力してください。 必須

郵便番号 住所検索

住所を入力してください。 必須

住所

ご所属の部署名等を入力してください。 必須

ご担当者名を入力してください。 必須

氏　名

ご連絡先電話番号を入力してください。 必須

日中に連絡ができる電話番号を入力してください。
ハイフンは不要です。

電話番号

ご連絡先メールアドレスを入力してください。 必須

メールアドレス

問１　医師派遣の状況について

他院から非常勤（週に数日などの頻度）で派遣されている医師（貴院以外を主たる勤務先とする医師）が行う夜間・休日の宿日直業務について以下をご回答ください。

他院からの派遣の有無について 必須

他院からの非常勤医師の派遣の有無について選択してください。

選択してください

以下の問２及び問３については、貴院を主たる勤務先とする医師について御回答ください。

問２　すべての医師の時間外・休日労働時間数の把握について

時間外・休日労働時間数（副業・兼業先を含む。）を把握していますか。 必須

以下から該当するものを選択してください。
※副業・兼業先の労働時間の把握は医師の自己申告で差し支えありません。

選択してください

問３　年間の時間外・休日労働時間について

現時点で年間の時間外・休日労働時間（副業・兼業先における時間も通算）が1,860時間を超える医師数を選択してください。 必須

※１か月の時間外・休日労働時間を１２倍する等により換算してご回答いただいて差し支えありません。
※宿日直について、許可が得られていない又は得られているかが不明な場合は全て労働時間としてください。

選択してください

問４　貴院の宿日直許可の取得・申請状況について

貴院の宿日直許可の取得・申請状況について、該当するものを選択してください。 必須

※宿日直許可について
宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、令和６年４月か

ら医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、勤務と勤務の間の休息時間（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（９時間以上連続したもの）については休息時間として取り扱えることなど、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。
※選択肢２については、時間帯を限定しての許可の取得といった方策も含めてご検討いただいてなお困難な場合に選択してください。
※選択肢４については、単に労働基準局等に相談した際に難しそうという感触を示されたといった場合は含まず、申請書を提出した上で許可を得られなかった場合に選択してください。

選択してください

問５　貴院で予定されている医師の時間外・休日労働時間の水準について

令和６年度に貴院で予定されている医師の時間外・休日労働時間の水準に当てはまるものを選択してください。 必須

※複数選択可
※Ａ水準
　下記の水準に当てはまらない医師に適用される水準（時間外・休日労働の上限：年960時間）
※Ｂ水準
　救急医療をはじめ、政策的に確保が必要な医療に従事する医師に適用される水準（時間外・休日労働の上限：年1,860時間）
※連携Ｂ水準
　派遣されて複数の医療機関で働くことにより、地域医療の確保に必要な役割を果たす医師に適用される水準（時間外・休日労働の上限：年1,860時間）
※Ｃ－１水準
　希望する臨床研修医・専攻医に適用される水準（時間外・休日労働の上限：年1,860時間）
※Ｃ－２水準
　高度な専門技術の修得を目指す医師に適用される水準（時間外・休日労働の上限：年1,860時間）
※時間外労働の上限規制について
　令和６年４月から、診療に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります（Ａ水準）。
　医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働時間を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。（１つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。）

- [] A水準
- [] B水準
- [] 連携B水準
- [] C-1水準
- [] C-2水準

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存

【申込データ一時保存の注意事項】
・cookieデータを削除した場合、一時保存時と別の端末又はブラウザを使用した場合は、「一時保存申込」リンクは表示されません。
・同じ手続きで何度も一時保存した場合は、最後に保存したデータが表示されます。
・一時保存データは、７日間電子申請システムに保存します。（７日を経過すると自動削除します）
・保存した申込の再開には、「利用者ログイン」または「パスコード」が必要です。
・「パスコード」は、一時保存完了画面に表示されます。忘れないように記録してください。（ログインせず申込む場合、必要となります）
・申込の再開後に再度一時保存を行う場合、一時保存データは上書きされます。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

入力中のデータを保存する

【操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
固定電話コールセンター
ＴＥＬ　:０１２０－４６４－１１９
（平日９：００～１７：００土日及び年末年始除く）
携帯電話コールセンター
ＴＥＬ　:０５７０－０４１－００１（有料）９０円/３分
（平日９：００～１７：００土日及び年末年始除く）
ＦＡＸ　:０６－６４５５－３２６８
電子メール: help-shinsei-saitama@s-kantan.com

【各手続き等の内容に関するお問い合わせ先】
直接各手続きの担当課にお問い合わせください。